

議 事 要 旨			
日時	令和4年10月7日(金) 19時00分～20時00分	場所	中浜小学校
出席者	中浜小学校 PTA 約30名		
	城東区役所：大東区長、小川課長、田村課長代理、山本		
議題	中浜小学校 適正配置について		
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の再編整備にかかる検討(案)</li> <li>・大阪市立学校活性化条例(抜粋)</li> <li>・大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則</li> </ul>		
内 容			
<p><b>【適正化にかかる今後の進め方について】</b></p> <p>P①：今後、どのくらいの期間で話し合いを進めていくのか。</p> <p>↓</p> <p>区：現在、中浜と森之宮、それぞれ何回か説明の場を設け、そのうえで再編整備計画案(以下、「計画案」という)を作成していくため、それにはまず数か月かかる。本日の説明会では客観的なデータを提供することとどめており、決定事項としてお示ししていない。両校の統合が妥当だとして理解が深まったと判断した段階で計画案を作成する。作成した計画案は教育委員会に提出し、教育委員会会議において有識者の意見を聴き決定する。決定した計画案をもとに、地域や保護者等の委員からなる検討協議会において、制服や通学路の安全対策、教育内容など決定するのに1から2年を要すると思われる。さらに、校舎等の整備を伴うのであれば、同時並行で行うとしても数年かかる。</p> <p>P②：統合にかかる年数の目標はあるか。</p> <p>↓</p> <p>区：中浜と森之宮の双方の調整が必要であるため、それぞれで出された意見を集約し、行政として対策・対応を要する観点を見定めながら進めていく。前回、統廃合の計画が白紙撤回となった経過における行政側の反省点を踏まえて、時間をかけて丁寧な説明を行っていることから、時間はかかってしまう。この場で具体的なスケジュールを示すことはできない。ただ、いつまでも同じ議論を続けるつもりはなく、地域や保護者の皆さんの負担にならないよう、進めていきたいと考えている。他区での事例においても、状況や課題がさまざまであるので、統廃合までの期間には差がある。</p> <p>P③：計画案作成に着手する時期、またその判断基準はあるのか。</p> <p>↓</p> <p>区：時期を明言することはできない。行政側の提案に対して、中浜と森之宮双方で意見が合致するということはないが、できるかぎりその差異を縮められるよう検討し、また説明を尽くし、これ以上その差異を埋めることが困難と判断した場合に計画案を作成することになる。</p> <p>P④：今後、話し合いを進めていく中で、最終的には行政が決めていくのか。判断基準は区長の交代に伴って変わるのか。保護者から意見を出していけば、反映されるということか。</p> <p>↓</p> <p>区：さまざまなご意見を反映し、最終的に行政が決めることである。条例によって適正化を進めることは決</p>			

まっているが、その過程で地域や保護者から十分に意見を聞き取ることとされている。適正化を進めるにはいろいろなやり方が考えられるが、議論が尽くされれば、関係するすべての方から異論が出ない計画とはいかないが、客観的なデータに基づき行政が判断した結論をお示したい。また、この考え方は誰が区長を担ったとしても、継承される。

### 【校地の選定について】

P⑤：現時点で森之宮と中浜のどちらの校地に統合されるかは決まっているか。話し合っていて決めていくのか。



区：決まっていない。説明会でいただいた質問や意見に対して、どこまで対応できるのか検討しながら進めていく。

P⑥：本日提示されたデータを元に考えると、中浜小学校の校地で統合する方がメリットが大きいと思われるが、森之宮小学校の校地で統合する場合のメリットは何か。



区：提示した情報は、それぞれの校地や地域の現状を客観的にいくつかの観点で示しているもので、そのメリット・デメリットとして分析まではしていない。このデータをどのように理解されるかは保護者の方それぞれであり、さまざまな意見や質問をお受けしたのち、最終的な方針案を区役所がお示しする。

### 【通学について】

P⑦：仮に森之宮小学校の校地に統合されることとなった場合、通学は集団登校となるのか。



区：再編整備計画が決定したのち検討され、学校長が判断することである。

P⑧：仮に森之宮小学校の校地に統合されることとなった場合、中途学年でも学校選択制を利用し、他校に通学することはできるのか。



区：受入校の状況によるが、統廃合により学校選択制を利用したいという希望もあると思われる。

(「学校選択制」について教育委員会に確認⇒) 現在の「学校選択制」においては、①「小学校・中学校に入学するとき」、および②「他区(他府県市)より転入するとき」が、その対象となっており、「統廃合により在籍校が廃校となったとき」について規定されていないが、希望があった場合の対応、判断について今後、教育委員会と検討していく。

### 【これまでの経過について】

P⑨：森之宮で開催した説明会はどうであったか。



区：9月23日に森之宮小学校で開催した説明会には40名弱の参加があった。活発な議論で、森之宮小学校PTAのみなさんの問題意識が高いことを再確認した。また、まちづくりにかかる行政の積極的関与について要望があった。

P⑩：前回の統廃合が実現しなかった原因は何か。



区：中浜地域では統合に賛成されていたが、行政側が拙速に進めようとしたことなどから最終的に森之宮地

域では反対であり納得できない、ということになり、スタート時点に戻して話し合いを進めることとなった。その後、令和2年4月に条例改正があった時期に、現区長が就任したところから、改めて地域にみなさんと話し合いを進めてきた。コロナ禍ということもあり、話し合いの機会を設けることができない期間も多く、今年度ようやく保護者の方々への説明会を開催する運びとなった。

P⑪：再び反対運動が起こった場合はどうなるのか。



区：いかに丁寧な説明を尽くし、地域の方々に対して真摯に向き合っているかが、結果として評価されるものと考えている。前回の統廃合では説明が不十分だったので、今回はその反省を踏まえて丁寧に説明をしていく。ただし、地域の方々と行政サイドの考え方には埋まらないギャップはあり、行政としてできないことはあるため、そのギャップを無理に埋めていくということとはできない。そこについては行政として判断していくことになる。

【災害時の避難所について】

P⑫：仮に森之宮小学校の校地に統合されることとなった場合、中浜地域の災害時避難所はどうなるのか。



区：いずれの校地に統合されても、小学校の施設は避難所としての機能は残していく方向で検討していく。